

子 高 号 外  
令和5年1月16日

高齢者施設 施設長 殿  
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
高齢者福祉介護課長  
(公 印 省 略)

### 令和5年1月14日以降の沖縄県対処方針の策定について

平素より本県の高齢者福祉行政の推進について、御協力頂き感謝申し上げます。

令和4年12月27日付け子高号外で、令和4年12月22日以降の沖縄県対処方針への御協力を依頼したところですが、同対処方針の期限到来に伴い、令和5年1月14日以降の沖縄県対処方針が、別添のとおり策定されました。

対処方針記載事項のうち、高齢者施設へのお願いに関する事項は下記のとおりですので、御協力をお願いいたします。(令和4年12月22日以降の対処方針から変更ありません。)

#### 記

- ① 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- ② 「高齢者施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（沖縄県コロナ対策本部）」及び「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」に基づき対応すること。

「高齢者施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（沖縄県コロナ対策本部）」掲載HP

<https://drive.google.com/drive/folders/1FVNbydrU1kpkciBQxtHsonB72GGqYlse?usp=sharing>

「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」掲載HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

- ③ クラスターが起りうることを前提に事業継続計画（BCP）の策定に努め、陽性者の周囲への一斉検査を実施すること。
- ④ 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。
- ⑤ 事前の検査など感染防止対策を行った上での面会を実施すること。面会は利用者・家族にとって重要であることから、地域における発生状況や、体調・ワクチン接種歴・検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。

高齢者施設で面会を制限し続けることは、高齢者の身体的・心理的・社会的な衰えをもたらすおそれがあります。地域における発生状況等を考慮し、対面での面会を含めた対応の検討をお願いします。

- ⑥ 従業員向け定期検査を行い利用者にワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）

沖縄県高齢者福祉介護課  
介護指導班、施設福祉班  
電話：098-866-2214